

# 四半期報告書

( 第83期第 1 四半期 )

自 平成20年 4 月 1 日

至 平成20年 6 月30日

**Anritsu**

**アンリツ株式会社**

神奈川県厚木市恩名五丁目 1 番 1 号

( E01774 )

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1
3 関係会社の状況 .....	2
4 従業員の状況 .....	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況 .....	2
2 経営上の重要な契約等 .....	3
3 財政状態及び経営成績の分析 .....	3

### 第3 設備の状況 .....

8

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等 .....	8
(2) 新株予約権等の状況 .....	9
(3) ライツプランの内容 .....	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	11
(5) 大株主の状況 .....	11
(6) 議決権の状況 .....	11

#### 2 株価の推移 .....

12

#### 3 役員の状況 .....

12

### 第5 経理の状況 .....

12

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表 .....	13
(2) 四半期連結損益計算書 .....	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	16

#### 2 その他 .....

22

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

22

[ 四半期レビュー報告書 ]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第83期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	アンリツ株式会社
【英訳名】	ANRITSU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸田 博道
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
【電話番号】	046（223）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 窪田 顕文
【最寄りの連絡場所】	神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
【電話番号】	046（296）6517（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	経理部長 窪田 顕文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第83期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第82期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	19,754	100,485
経常損失(百万円)	778	2,006
四半期(当期)純損失(百万円)	2,325	3,900
純資産額(百万円)	40,585	52,845
総資産額(百万円)	112,540	124,917
1株当たり純資産額(円)	318.26	414.16
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円)	18.24	30.60
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	36.0	42.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,002	6,251
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	580	2,373
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	276	6,625
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	19,095	16,684
従業員数(人)	3,972	3,963

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(アンリツ株式会社)、子会社45社、関連会社2社、その他の関係会社1社により構成されており、計測器、情報通信、産業機械等の製造、販売を主たる事業とし、これらに附帯する保守、サービス等を行っているほか、不動産賃貸業を営んでおります。

当第1四半期連結会計期間における、当社グループの事業内容の変更と主要な関係会社の異動はありません。

### 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

### 4【従業員の状況】

#### (1)連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	3,972
---------	-------

(注)従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

#### (2)提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	1,071
---------	-------

(注)従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
計測器(百万円)	12,404
情報通信(百万円)	257
産業機械(百万円)	3,496
サービス他(百万円)	1,095
合計(百万円)	17,253

(注)1.金額は販売価格によっております。

2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2)受注状況

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)
計測器	15,518	11,426
情報通信	718	1,651
産業機械	3,097	2,068
サービス他	2,382	1,438
合計	21,716	16,584

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (3)販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
計測器(百万円)	14,535
情報通信(百万円)	533
産業機械(百万円)	2,849
サービス他(百万円)	1,836
合計(百万円)	19,754

(注)1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2.主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

### (1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、米国の景気停滞と金融不安が続くなか、原油高など国際商品市況の高騰を背景に、景気減速とインフレに対する懸念が世界的に高まり、先行きに対する不透明感が強まりました。日本におきましても、原材料価格高の影響を受けて企業収益が減少するなど、景気の減速基調が続きました。

情報通信ネットワークの分野においては、固定通信、移動通信の両分野におけるブロードバンド化や、それらを利用した多種多様なサービスが進展しています。日本では、平成20年3月末からNTTグループが次世代通信ネットワーク(NGN: Next Generation Networks)による商用サービスを開始するなど、各種サービスをひとつのネットワークで提供するNGNの構築に向けたさまざまな動きが世界で加速しています。一方で、この分野では、市場競争の激化を背景に、事業再編や合従連衡の動きによって顧客動向が不透明さを増してきています。

このような状況にあって当社グループは、年初計画の達成に向け積極的に取り組みを続けてまいりました。まず、計測器事業では、「利益ある成長」戦略を再構築し、計測器事業の収益性改善と競争力強化のための施策「経営革新2008」の一環として、当社において組織再編を実施し、市場環境の変化に対応し、市場ニーズを的確に捉えたソリューションの提供や機能強化に努めました。また、世界各地の販売体制・顧客サポート体制を強化するため、東欧初の拠点をロシアに開設しました。産業機械事業では、食品の安全・安心へのニーズが世界的に高まるなか、タイに開発・生産子会社を設立し、日本国外での事業展開の強化と価格競争力の強化のための基盤整備を図りました。

当第1四半期連結会計期間は、主力の計測器事業において、第3世代移動通信サービス(3G)及び3.5世代(3.5G)向け計測器では携帯端末製造用の需要がアジアを中心に拡大するとともに、米国では基地局建設・保守用のハンドヘルド製品が堅調に推移しました。しかしながら、不採算機種種の整理を鋭意進めたデジタル・IPネットワーク用

計測器及び汎用計測器分野では、競争の激化もあって総じて低調でした。この結果、受注高は217億16百万円（前年同期比12.3%減）、売上高は197億54百万円（前年同期比3.6%減）と前年同期を下回りました。

営業損益は、計測器事業での売上減少、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）の適用による営業外費用から営業費用への変更に伴う費用増などの減益要因をサービス他の事業での収益性改善が補い、全体としては営業損失8億74百万円（前年同期は9億39百万円の損失）となりました。経常損益は、経常損失7億78百万円（前年同期は11億51百万円の損失）と前年同期に比べ改善しました。

四半期純損益は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用に伴い、たな卸資産の期首残高に含まれる変更差額（過去分）に係るたな卸資産評価損13億57百万円を特別損失として計上したため、四半期純損失23億25百万円（前年同期は18億51百万円の損失）を計上する結果となりました。

#### 1)事業の種類別セグメントの業績

当社グループは、計測器事業、情報通信事業、産業機械事業及びサービス他の事業を営んでおります。

##### 計測器事業

当事業は、通信事業者、関連機器メーカー、保守工事業者へ納入するIPネットワーク通信用、移動通信用、RF・マイクロ波・ミリ波帯用など、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス・アシユアランスの開発、製造、販売を行っています。

当第1四半期連結会計期間は、第3世代移動通信サービス（3G）及び3.5世代（3.5G）向け計測器において、研究開発用の需要が日本で一巡するものの、アジアでは携帯端末製造用の需要拡大をとらえ売上が伸長しました。また、米国では基地局建設・保守用のハンドヘルド製品が堅調に推移しました。一方で、光フィールド用テスタ、デジタル・IPネットワーク用計測器や汎用計測器分野は、通信事業者や関連機器メーカーの設備投資に伴う需要に堅調さがみられるものの、競争の激化により総じて売上が減少しました。

この結果、売上高は145億35百万円（前年同期比7.0%減）となりました。営業利益は、売上の減少と「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用による営業外費用から営業費用への変更に伴う費用増の影響を、「経営革新2008」の施策の実行による研究開発投資の効率化などで補い、7億57百万円の損失（前年同期は6億65百万円の損失）にとどまりました。

##### 情報通信事業

当事業は、国土交通省をはじめとする官公庁や地方自治体へ納入する映像監視、テレメータなどの公共情報システム、通信オペレーターやインターネットサービスプロバイダー等向けの映像配信ソリューションや帯域制御装置などの開発、製造、販売を行っています。

なお、当事業は、官公庁市場向けの売上比率が高いため政府・自治体の予算に左右されやすく、また、予算執行時期との兼ね合いから、売上高の約5割が第4四半期に集中する傾向があります。

当第1四半期連結会計期間は、公共情報システムなどが順調に推移しました。この結果、売上高は5億33百万円（前年同期比14.8%増）となりました。営業利益は、次のビジネス展開に向けて帯域制御装置の機能拡張等への開発投資増もあり、3億29百万円の損失（前年同期は2億37百万円の損失）となりました。

なお、本事業は子会社アンリツネットワークス株式会社により事業を展開しております。

##### 産業機械事業

当事業は、食品・薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システムを事業分野とした、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの産業機器の開発、製造、販売を行っています。

当第1四半期連結会計期間は、食品の安全・安心意識の高まりにより、食品の検査設備への需要が堅調に推移し、特に海外でX線異物検出機や自動重量選別機が好調でした。この結果、売上高は28億49百万円（前年同期比6.7%増）となりました。営業利益は、金属などの原材料価格の上昇が続くなかでコスト低減に努めたことにより、9百万円（前年同期は2百万円の利益）と黒字を維持しました。

なお、本事業は子会社アンリツ産機システム株式会社により事業を展開しております。

##### サービス他の事業

この事業は、デバイス事業、精密計測事業、環境関連事業及び物流、厚生サービス、不動産賃貸及びその他の事業からなっております。

当第1四半期連結会計期間は、光通信用デバイスにおいて動画配信市場向けの需要が伸びるとともに、精密計測事業ではフラットパネルディスプレイ（FPD）検査用設備向けの光センサが好調でした。この結果、売上高は18億36百万円（前年同期比5.8%増）、営業利益は、4億82百万円（前年同期比33.4%増）となりました。

なお、精密計測事業につきましては、平成20年4月1日付で会社分割により新設した、子会社アンリツプレジジョン株式会社により事業展開しております。

## 2)所在地別セグメントの業績

### 日本

計測器事業においては、第3世代移動通信サービス(3G)及び3.5世代(3.5G)向け計測器は、研究開発用の需要一巡により売上が減少しました。また、不採算機種種の整理を鋭意進めたデジタル・IPネットワーク用計測器及び汎用計測器分野は、競争の激化もあって総じて低調でした。情報通信事業は、公共情報システムなどが順調に推移しました。産業機械事業は、食の安全・安心意識の高まりから、海外向けのX線異物検出機や自動重量選別機が好調でした。その他の事業についても、デバイス事業では動画配信市場向け光デバイスが復調するとともに、精密計測事業ではフラットパネルディスプレイ(FPD)検査用設備向けの光センサが好調に推移しました。この結果、主力の計測器事業での売上減少が響き、売上高は85億69百万円(前年同期比5.8%減)となりましたが、営業損失は12億42百万円(前年同期は営業損失13億72百万円)となりました。

### 米州

計測器事業においては、基地局建設・保守用のハンドヘルド製品が好調に推移しました。一方で、第3世代移動通信サービス(3G)及び第3.5世代(3.5G)向け計測器が研究開発用を中心に減少するとともに、デジタル・IPネットワーク用計測器及び汎用計測器分野が総じて低調に推移し、全体としては売上が減少しました。この結果、売上高は45億27百万円(前年同期比5.9%減)、営業利益は8億66百万円(前年同期比16.4%増)となりました。

### 欧州

計測器事業においては、基地局建設・保守用のハンドヘルド製品は先進国で需要一巡感がみられるとともに、デジタル・IPネットワーク用計測器は競争の激化もあって低調に推移しました。この結果、売上高は40億7百万円(前年同期比3.9%減)、営業損失は7億95百万円(前年同期は営業損失6億75百万円)となりました。

### アジア他

計測器事業においては、デジタル・IPネットワーク用計測器が低調でした。しかしながら、第3世代移動通信サービス(3G)及び第3.5世代(3.5G)向け計測器が携帯端末製造用を中心に需要が拡大し、売上が伸長しました。産業機械事業では、東南アジアでの需要が引き続き堅調でした。この結果、売上高は26億50百万円(前年同期比9.7%増)、営業利益は1億24百万円(前年同期比130.3%増)となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の四半期末残高は、190億95百万円となり、前連結会計年度末に比べ24億11百万円増加しました。

なお、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたフリー・キャッシュ・フローは、24億21百万円のプラス(前年同期は1億43百万円のマイナス)となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

### 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、純額で30億2百万円(前年同期は4億83百万円の獲得)となりました。これは、前連結会計年度に計上した売上債権の回収が進んだこと及びたな卸資産の抑制策による効果が主な要因です。

なお、減価償却費は8億14百万円(前年同期比20百万円減)となりました。

### 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、純額で5億80百万円(前年同期は6億27百万円の使用)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が主な要因です。

なお、有形固定資産の取得による支出は、5億78百万円(前年同期比80百万円減)となりました。

### 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は、純額で2億76百万円(前年同期は70億4百万円の使用)となりました。これは、主に配当金の支払いによるものです。

なお、前年同期においては、長期借入金の返済による支出として、シンジケートローン70億円を返済しております。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、平成19年6月27日開催の株主総会において決議のうえ、導入しております。

## 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売



却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

この点、当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、株主の皆様が適切に大規模な買付行為に応じるか否かの判断を行うためには、当社取締役会からの情報提供に加え、かかる大規模買付者から十分な情報を提供いただき、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会がこれに対する評価・意見等を提供することにより、株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間が確保されることが極めて重要になるものと考えております。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。また、大規模買付ルールに従ったものであっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模な買付行為に対しては、対抗措置を講ずる必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、例外的に当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうおそれが存する場合には、かかる大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において相当な措置を講ずることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上をはかることが必要であると考えております。

当社は、以上に述べました事項をもって、基本方針とすることを決定いたしました。

#### 基本方針の実現のための取組み

##### イ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成18年7月に、「利益ある成長」戦略を実現し、「安全・安心で快適な社会の実現に貢献する企業」を目指した中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。次世代ネットワークの構築など、ネットワークインフラが大きく構造変化を遂げようとしている中、当社は、通信計測分野のグローバル・マーケットリーダーとして、ネットワークの通信品質・サービス品質を保証するソリューションの提供へと事業領域の拡大を目指してまいります。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のため、執行役員制度や社外取締役の導入による経営監督機能の強化、報酬諮問委員会の設置による経営の透明性の確保に努めております。

このような取組みは、当社の企業価値を高めるものであり、その結果、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものとして、前記の基本方針に沿うものと考えます。

##### ロ．基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月27日開催の当社第81期定時株主総会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を付議し、株主の皆様のご承認を得て導入いたしました。

###### 1 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為（保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等、又は買付け等に係る株券等の株券等所有割合及び特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け等）が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保等を内容とする「大規模買付ルール」を定め、大規模買付者に対してルールの遵守を求め、大規模買付者がルールを遵守しない場合など必要に応じて対抗措置として新株予約権の無償割当て等を実施する、というものであります。なお、対抗措置を発動しない場合は、ルールに定める期間経過後に、株主の皆様判断を仰ぐこととなります。

###### 2 大規模買付ルールの内容

大規模買付者は、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出した後、当社からの求めに応じ、大規模買付者の詳細、買付けの目的、方法及び内容、買付け後の当社の経営方針等の大規模買付情報を提供するものとします。

当該大規模買付情報の提供の完了後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべて

の買付けの場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間（以下「買付行為評価期間」といいます。）として当社取締役会に与えられるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付情報等の提供を受けた後、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者によって構成される独立委員会に、買付け内容の検討、対抗措置発動の是非等について諮問し、独立委員会は、買付行為評価期間内に、当該買付け内容等を検討し、当社取締役会に対して対抗措置発動の是非を含む勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、最終的に対抗措置の発動・不発動について決議するものとします。

### 3 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。この新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付すことができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動することがあります。

### 4 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、当社第81期定時株主総会終結の時から平成22年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの3年間とします。なお、本プランは、有効期間内であっても、当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

### 5 株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、対抗措置が発動されない限り、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当て時においては、割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式の数に応じて新株予約権が無償にて割り当てられます。株主の皆様が新株予約権の行使の手続を行わない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合は、株式の希釈化は生じません。

#### 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、対抗措置の概要等を規定するものでありますが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断を可能とするために、大規模買付者から情報提供をすること、及び、それに対する当社取締役会における一定の評価期間が経過した後のみ、大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを定めております。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模買付行為に対しては、対抗措置を講じることがあることを定めております。よって、本プランは、基本方針に沿うものであると考えます。

また、当社は、本プランが、独立委員会の設置など、公正性・合理性を担保し、取締役会の恣意的判断を排除する仕組みが講じられており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

#### (4) 研究開発活動

当社グループの研究開発は、「オリジナル&ハイレベル」の商品開発により、豊かなユビキタスネットワーク社会の実現に貢献することを企業グループ理念とし、IPネットワーク、移動体通信システムなどの先端技術分野に集中した新商品の研究開発を進めております。

研究体制につきましては、アンリツ株式会社のR&D統轄本部、各事業部内の技術部門、及び国内外子会社（東北アンリツ㈱、アンリツネットワークス㈱、アンリツ産機システム㈱、アンリツエンジニアリング㈱、アンリツデバイス㈱、アンリツプレジジョン㈱、Anritsu Company（米国）、Anritsu Ltd.（英国）、Anritsu A/S（デンマーク））の技術部門で行われています。

アンリツ株式会社のR&D統轄本部、Anritsu Company及びAnritsu Ltd.は、共に計測器を対象分野としており、保有する技術を相互補完することによりシナジー効果を上げるべく協調して開発を進めています。

また、アンリツネットワークス㈱は情報通信を、アンリツ産機システム㈱は産業機械を研究開発対象としており、東北アンリツ㈱及びアンリツエンジニアリング㈱は、主としてアンリツ㈱の各事業部からの委託を受けて開発を行っ

ております。

当社グループにおける、当第1四半期連結会計期間の研究開発投資の金額は3,021百万円であります。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備の異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当社グループは、技術革新及び需要の動向に対処するため、新製品・新技術の開発、生産体制の整備、製品の品質・精度の向上、原価低減に必要な設備の新設を計画しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、グループ全体で重複投資とならないよう、提出会社を中心に調整をはかっております。

なお、当第1四半期連結会計期間における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

### 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	128,037,848	128,037,848	東京証券取引所 市場第一部	-
計	128,037,848	128,037,848	-	-

(注) 「提出日現在発行数」の欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

( 2 ) 【新株予約権等の状況】

1 . 会社法に基づき発行した新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成19年 7月25日取締役会決議

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成20年 6月30日)
新株予約権の数(個)	66
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	566
新株予約権の行使期間	自 平成21年 8月14日 至 平成24年 8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 566 資本組入額 329
新株予約権の行使の条件	<p>権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後 1年間に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成21年 8月13日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成21年 8月14日から 1年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>新株予約権者は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権の行使をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 取締役もしくは従業員として不適格となった場合</li> <li>2 . 背任行為により会社に対して不利益を与えた場合</li> <li>3 . 平成21年 8月13日までに退任、退職した場合であって、新株予約権の割当ての目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でない認められる事由がある場合</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得の場合は、取締役会の承認を必要とするものとする。</p> <p>新株予約権は、質入れその他一切の処分をすることはできず、又はこれに担保権を設定することができない。</p>
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成19年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	147
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	147,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	566
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月14日 至 平成24年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 566 資本組入額 329
新株予約権の行使の条件	<p>権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成21年8月13日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成21年8月14日から1年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>新株予約権者は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権の行使をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役もしくは従業員として不適格となった場合</li> <li>2. 背任行為により会社に対して不利益を与えた場合</li> <li>3. 平成21年8月13日までに退任、退職した場合であって、新株予約権の割当ての目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でない認められる事由がある場合</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得の場合は、取締役会の承認を必要とするものとする。</p> <p>新株予約権は、質入れその他一切の処分をすることはできず、又はこれに担保権を設定することができない。</p>
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2. 旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債に関する事項は、次のとおりであります。  
平成15年9月1日取締役会決議（2010年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	15,000
新株予約権の数(個)	7,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,018,691
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,070
新株予約権の行使期間	自 平成15年10月3日 至 平成22年9月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,070 資本組入額 535
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債に付された新株予約権は、旧商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と分離して譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	128,037	-	14,049	-	22,999

(5) 【大株主の状況】  
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
ん。

(6) 【議決権の状況】  
当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載  
することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 575,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,965,000	126,965	-
単元未満株式	普通株式 497,848	-	-
発行済株式総数	128,037,848	-	-
総株主の議決権	-	126,965	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が45,000株含まれております。  
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数45個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アンリツ株式会社	神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号	573,000	-	573,000	0.45
株式会社市川電機	神奈川県伊勢原市岡崎6488-1	2,000	-	2,000	0.00
計	-	575,000	-	575,000	0.45

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
最高(円)	353	369	366
最低(円)	273	317	322

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,795	17,384
受取手形及び売掛金	22,380	27,616
製品	8,733	9,018
原材料	6,236	6,430
仕掛品	5,614	5,202
その他	10,700	10,424
貸倒引当金	415	418
流動資産合計	73,046	75,659
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,175	13,306
その他(純額)	9,189	8,639
有形固定資産合計	<sup>1</sup> 22,365	<sup>1</sup> 21,946
無形固定資産		
のれん	4,003	12,518
その他	892	2,850
無形固定資産合計	4,896	15,368
投資その他の資産		
その他	12,254	11,967
貸倒引当金	23	24
投資その他の資産合計	12,231	11,943
固定資産合計	39,493	49,258
資産合計	112,540	124,917
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,954	7,269
短期借入金	6,797	6,276
未払法人税等	1,091	830
役員賞与引当金	-	27
賞与引当金	21	-
その他	13,373	13,031
流動負債合計	27,237	27,435
固定負債		
社債	10,000	10,000
新株予約権付社債	15,000	15,000
長期借入金	15,711	15,734
退職給付引当金	1,927	1,866
役員退職慰労引当金	29	32
賞与引当金	11	8
その他	2,037	1,994
固定負債合計	44,717	44,636
負債合計	71,954	72,071



(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末  
(平成20年6月30日)

前連結会計年度末に係る要約  
連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	14,049	14,049
資本剰余金	22,999	22,999
利益剰余金	9,260	22,322
自己株式	832	831
株主資本合計	45,477	58,540
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	372	183
繰延ヘッジ損益	2	22
為替換算調整勘定	5,280	5,910
評価・換算差額等合計	4,911	5,749
新株予約権	19	54
純資産合計	40,585	52,845
負債純資産合計	112,540	124,917

(2) 【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
売上高	19,754
売上原価	11,956
売上総利益	7,798
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 8,673
営業損失( )	874
営業外収益	
受取利息	47
受取配当金	21
為替差益	169
その他	86
営業外収益合計	325
営業外費用	
支払利息	179
その他	49
営業外費用合計	228
経常損失( )	778
特別利益	
新株予約権戻入益	34
特別利益合計	34
特別損失	
たな卸資産評価損	1,357
投資有価証券評価損	33
特別損失合計	1,391
税金等調整前四半期純損失( )	2,135
法人税、住民税及び事業税	384
法人税等調整額	194
法人税等合計	189
四半期純損失( )	2,325

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	2,135
減価償却費	814
のれん償却額	160
貸倒引当金の増減額( は減少)	25
賞与引当金の増減額( は減少)	23
受取利息及び受取配当金	69
支払利息	179
為替差損益( は益)	3
投資有価証券売却損益( は益)	5
投資有価証券評価損益( は益)	33
有形固定資産除売却損益( は益)	10
売上債権の増減額( は増加)	6,140
たな卸資産の増減額( は増加)	446
仕入債務の増減額( は減少)	1,885
退職給付引当金の増減額( は減少)	61
前払年金費用の増減額( は増加)	120
役員賞与引当金の増減額( は減少)	27
未収消費税等の増減額( は増加)	28
未払消費税等の増減額( は減少)	17
その他	514
小計	3,278
利息及び配当金の受取額	69
利息の支払額	79
法人税等の支払額	266
法人税等の還付額	0
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,002</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	578
有形固定資産の売却による収入	9
投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	5
その他	16
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>580</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額( は減少)	317
長期借入金の返済による支出	146
自己株式の取得による支出	0
配当金の支払額	446
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>276</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	266
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	2,411
現金及び現金同等物の期首残高	16,684
現金及び現金同等物の四半期末残高	<sup>1</sup> 19,095

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、新たに設立したアンリツプレジジョン株式会社及び Anritsu Industrial Solutions (Thailand) Co., Ltd. を連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 45社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 たな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 当該変更に伴い、営業損失が187百万円、経常損失が112百万円、税金等調整前四半期純損失が1,470百万円それぞれ増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 当該変更に伴う損益への影響は軽微であります。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 (平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したものととしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
たな卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の計算	<p>海外子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	<p>平成20年度の法人税法改正による法定耐用年数の変更に伴い、当社及び国内連結子会社は、機械装置について、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。</p> <p>当該変更に伴う損益への影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

( 四半期連結貸借対照表関係 )

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 ..... 56,403百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 ..... 56,057百万円
2 偶発債務	2 偶発債務
(1)保証債務・保証予約残 ..... 954百万円	(1)保証債務・保証予約残 ..... 1,002百万円
(2)主な保証債務・保証予約 従業員住宅ローン ..... 954百万円	(2)主な保証債務・保証予約 従業員住宅ローン ..... 1,002百万円
3 -	3 自由処分権を有する担保受入金融資産 当社は、自由処分権を有する担保受入金融資産を有して おり、当連結会計年度末の時価は、399百万円であり ます。

( 四半期連結損益計算書関係 )

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年 6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額
(1)従業員給料賞与 ..... 3,216百万円
(2)退職給付費用 ..... 361百万円
(3)役員退職慰労引当金繰入額 ..... 0百万円
(4)貸倒引当金繰入額 ..... 20百万円
(5)試験研究費 ..... 1,671百万円

( 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年 6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年 6月30日現在)
現金及び預金勘定 19,795百万円
預入期間が 3 カ月を超える定 期預金 700百万円
現金及び現金同等物 19,095百万円

( 株主資本等関係 )

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6月30日) 及び当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 128,037,848株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 575,789株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

親会社 19百万円

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	446	3.5	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

#### 5. 株主資本の金額の著しい変動

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間において、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、のれん及び無形固定資産のその他の一部等を利益剰余金より減少させております。

この結果、第1四半期連結会計期間において利益剰余金が10,290百万円減少しております。

#### (セグメント情報)

##### 【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	計測器 (百万円)	情報通信 (百万円)	産業機械 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	14,535	533	2,849	1,836	19,754	-	19,754
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	38	0	1	712	753	753	-
計	14,574	533	2,851	2,548	20,508	753	19,754
営業利益又は営業損失( )	757	329	9	482	595	279	874

(注)1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な製品等は次のとおりです。

- (1)計測器.....デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシユアランス
- (2)情報通信.....公共情報システム、画像集配信システム、IPネットワーク機器
- (3)産業機械.....自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機
- (4)サービス他.....物流、厚生サービス、不動産賃貸、人事・経理事務処理業務、部品製造、光デバイス、精密寸法測定機等

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2. 会計処理基準に関する事項の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間よりたな卸資産の評価基準及び評価方法を変更しております。

当該変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、営業利益が「計測器」で143百万円、「情報通信」で15百万円、「産業機械」で6百万円、「サービス他」で22百万円それぞれ減少しております。

##### 【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	8,569	4,527	4,007	2,650	19,754	-	19,754
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	3,058	2,017	692	153	5,922	5,922	-
計	11,628	6,545	4,699	2,804	25,677	5,922	19,754
営業利益又は営業損失( )	1,242	866	795	124	1,047	172	874

(注)1. 連結会社の所在する国又は地域を地理的接近度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の主な内訳は次のとおりです。
- (1)米州.....アメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジル
- (2)欧州.....イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、スペイン、デンマーク
- (3)アジア他.....中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア
3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2. 会計処理基準に関する事項の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間よりたな卸資産の評価基準及び評価方法を変更しております。
- 当該変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、営業利益が「日本」で187百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	米州	EMEA	アジア他	計
. 海外売上高（百万円）	4,442	4,138	4,253	12,834
. 連結売上高（百万円）	-	-	-	19,754
. 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	22.5	20.9	21.6	65.0

（注）1. 本邦以外の国又は地域で、連結会社が売上高を有する当該国又は地域を、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の主な内訳は次のとおりです。
- (1)米州.....アメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジル
- (2)EMEA.....イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、スペイン、デンマーク、中近東、アフリカ
- (3)アジア他.....中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

著しい変動はありません。

（デリバティブ取引関係）

著しい変動はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第1四半期連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名重要性がないため、記載を省略いたします。
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容該当事項はありません。
3. 当第1四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

	当第1四半期連結会計期間末 （平成20年6月30日）	前連結会計年度末 （平成20年3月31日）
1株当たり純資産額	318.26円	1株当たり純資産額 414.16円



## 2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	18.24円
なお、潜在株式調整後1株当たりの四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(百万円)	2,325
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	2,325
期中平均株式数(千株)	127,463
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

アンリツ株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 荒井 卓一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアンリツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンリツ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績並びに第1四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

### 追記情報

（四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更）に記載の通り、会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）及び「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用した。

以上

- 1 上記は、当社（四半期報告書提出会社）が、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。